

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

特定非営利活動法人 全国地域生活支援ネットワーク
理事長 水流 源彦



1.設立年月日:平成17年2月25日

2.活動目的及び主な活動内容:

当法人は、「ユニバーサルな支援による、ともに生きる社会づくり」を目指している。その実現のために、地域生活支援をより一層推進し、全国の当事者や事業者、行政、政治など、関係者の横のつながりを深め、国民的な理解と共感を広げられるよう活動を展開していきたい。そして、「ひらかれた議論」と「パートナーシップ」を基本とした新しい運動体として社会の中でその役割を担い、全ての人とともに生きる社会をつくることを使命とする。

【主な活動内容】

- ・ 地域福祉に関わる情報の収集及びその公開と発信
- ・ 地域福祉に関わる調査研究及び政策提言
- ・ 地域福祉に関わる人材育成、事業所運営支援
- ・ 地域福祉に関わるイベント等、普及啓発

3.加盟団体数(又は支部数等):24団体(令和8年6月時点)

4.会員数: 3,232(令和8年6月時点)

5.法人代表: 理事長 水流 源彦

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

【総論】

人材不足、物価高騰、他産業との賃金競争が進む中、障害福祉の現場の持続可能性は厳しさを増しています。令和9年度報酬改定では、未曾有の時代においても持続可能な障害福祉サービスの在り方を正面から検討する必要があります。

まず第一に、人材確保、業務効率化、制度運用の弾力化、サービスの質の確保を一体的に進め、限られた人材・財源を真に必要な支援へ届ける仕組みへの再設計が求められます。また、物価高・賃金格差の解消のため報酬のベースアップを進めつつ、利用者負担の見直し等による財源の持続可能性を模索することも必要です。

一方、「持続可能性」の名のもとに、特に支援ニーズの高い人たちが排除されるような事態は避けなければなりません。誰もが施設・病院・家族のみに依存することなく、地域で暮らし続けられる支援体制を確保することは、引き続き重要な課題です。

以上の観点から、次年度報酬改定にあたり下記を要望します。

【要望内容(一覧)】

1. 実効性のある人材確保に向けた公的基盤の再構築
2. AIの活用による業務効率化の推進
3. 過疎・中山間地域における設置基準・職員配置等の弾力化
4. 支援の質の実態把握に基づく指導・監査体制の強化と報酬評価の見直し
5. 就労継続支援事業所の適正運営の推進および再構築
6. 地域生活支援拠点の更なる機能拡充
7. 強度行動障害のある人への地域生活支援の拡充
8. 医療的ケア児・者への地域生活支援の拡充
9. 賃上げ・物価高を受けた報酬のベースアップ
10. 利用者負担の在り方の見直し

1. 実効性のある人材確保に向けた公的基盤の再構築

【意見、提案の内容】

- 基金により運営される都道府県の福祉人材センターについて、成果によらず資金拠出を行う現行の仕組みを見直し、採用・定着・マッチング等の実績に応じて資金を支出する仕組みの創設を求めます
- 実施主体についても、必要に応じて社会福祉法を見直すことで、社会福祉協議会に限らず、民間事業者、教育機関等の多様な主体が参画できる仕組みとすることを求めます
- ハローワークにおける福祉人材確保機能を抜本的に強化することを求めます

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 人材不足は障害福祉分野における最重要課題である一方、公的な人材確保事業やハローワークが十分に機能しておらず、多くの事業者が人材紹介会社への高額な紹介料負担を余儀なくされている。
- 特に、都道府県事業として実施されている福祉人材センターについては、一定の財源が投じられているにもかかわらず、現場の人材確保に十分つながっていない地域もあり、機能不全が生じている。
- また、今後検討される地域プラットフォーム構想についても、福祉人材センターが実効性あるハブ機能を担えなければ、形式的な連携にとどまり、現場の人材確保にはつながらないおそれがある。
- 限られた財源を有効に活用するためには、人材確保事業を社会福祉協議会のみ閉じず、多様な主体に開き、成果につながる仕組みへ再構築する必要がある。

2. AIの活用による業務効率化の推進

【意見、提案の内容】

- 個別支援計画等の作成におけるAI技術の活用を推進し、AIによる適切な形での業務効率化を実現している事業所に対して、サービス管理責任者等の配置基準を緩和することを求めます。

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 昨今のAI技術のすさまじい進化は誰しもが知るところです。ケアワークはAIに代替できないとはいえ、支援計画書作成や記録業務等の事務作業においては効果的に活用できる可能性があります
- また、AIの現場での活用は、未だ各事業所レベルでの手探りの取り組みに留まっており、効果的な方策が見えていない状況であり、早急に好事例の収集・分析・共有等を進める必要があります。

3. 過疎・中山間地域における設置基準・職員配置等の弾力化

【意見、提案の内容】

- 設置基準を満たすだけの担い手・利用者の確保が難しい人口減少地域において、就労継続支援B型の定員基準の緩和(20名→10名)、分野を越えた建物の活用(例:特別養護老人ホームの空床でのGHの運営)など、分野を横断した設置基準の弾力化を求めます。
- 併せて上記地域において、分野を横断した兼務の実現(例:就労支援事業所と特別養護老人ホームの兼務)、オンラインツール等を用いた法人・地域を越えたサービス管理責任者等の共有(例:法人を越えたサビ管のオンラインでの一部兼務)といった職員配置の弾力化を求めます。
- あわせて、基準の弾力化が支援の質の低下につながらないように、地域生活支援拠点、基幹相談支援センター、医療機関等が関与する地域単位の支援体制を整備し、対象事業所だけに責任を負わせない仕組みの構築を求めます。

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 人口減少が進む地域では、現行の職員配置基準・設置基準を満たせないために、必要なサービスの新設・維持が困難になる事例が生じています。
- そのような状況下では、限られた人的資源・物理資源を最大限生かすために、地域・分野・法人を横断し、効果的に配置・活用することが急務です。
- なお、サービス管理責任者などAI/ICT活用等により一定の業務軽減が見込まれる職種もあり、その分複数事業所の配置を可能にすることが効果的だと考えられます。

4. 支援の質の実態把握に基づく指導・監査体制の強化と報酬評価の見直し

【意見、提案の内容】

- 指導・監査の強化を求めます。具体的には、利用者本人・家族へのヒアリング、支援現場の実態確認、質的な第三者評価等を必須化し、指定基準の充足や書類の適正性では評価しきれない、支援の質の実態を評価を求めます
- また、報酬上の評価において、利潤追求を優先するのではなく、共生社会の実現に叶う、利用者の支援必要度、専門性、困難事例への対応、家族支援、地域連携等の評価を求めます。
- 特に、放課後等デイサービスにおいては、定員超過を常態化させた利潤優先の事業運営ではなく上記の「支援の質」の評価に転換し、放課後児童クラブへの加算や専門職配置等を通じて、地域子どもたちが共に育つインクルーシブな放課後支援体制の評価を求めます

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 虐待・不正受給等の事案は、障害福祉分野において特に目立っているが、この背景には障害ゆえに本人が声を上げづらいこと、報酬体系の複雑さ、事業所の地域への分散等、構造的な要因があり、監査機能の強化が急務です
- また多くの事業体の参入が進む一方で、一部では利潤優先の運営や「本人の生活と地域を支える」という本来の目的が薄れている事業所も見受けられます
- 特に、放課後等デイサービスでは、比較的支援しやすい児童を中心に受け入れる一方、重度障害児や強度行動障害のある子どもの受け入れ先が不足する状況が一部で生じています。就労継続支援や共同生活援助等にも共通する課題です

5. 就労継続支援事業所の適正運営の推進および再構築

【意見、提案の内容】

- 就労継続支援事業所に対し、事業運営の実態を把握するための「生産活動シート」等の提出を義務化することを求め、不適切な運営が疑われる事業所を早期に把握し、自治体が監査・指導すべき事業所の優先順位をつけるべく、提出された書類を厚生労働省内のデジタルプラットフォームに集約し、AI等を活用した初期的な分析を行うことを求めます
- 上記実施のための基盤整備として、厚生労働省内および自治体業務のDX・AXの推進を求めます

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 就労継続支援事業所において、不正受給や制度の趣旨に反した運営を行う事業所が一部で見受けられます。こうした事業所については、生産活動の内容や収支、利用者の工賃・賃金、作業実態等を透明化することで、一定程度可視化することが可能です
- 現在は、自治体の行政職員がこうした事業所を発見し、指導・監査を行うことが求められています。しかし、判断基準が必ずしも明確でない中で、事業者側から訴訟等を起こされるリスクもあり、自治体職員が積極的に摘発・監査を行いにくい実態があります

6. 地域生活支援拠点の更なる機能拡充

【意見、提案の内容】

- 地域生活支援拠点等のコーディネーターについて、緊急時対応と地域移行支援を十分に担えるよう、複数配置や役割分担への評価を求めます。また、各都道府県等に、市町村や地域生活支援拠点等に助言・指導を行う機能を有する体制を整備し、地域移行支援を進めるための広域的なバックアップ体制の構築を求めます。
- 過疎・中山間地域における人材不足の中、緊急時や重度者の組み立てだけではなく、地域の資源(住民や企業、多職種など)の活用を担うコーディネーターを育てるための育成研修構築を求めます。
- 協議会、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等との連携を制度に位置づけることを求めます。また、地域生活支援拠点等と連携し、地域移行を進める施設・病院・相談支援事業所・医療機関・居住支援事業者等について、報酬上の評価を求めます。

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 現行の評価は、地域全体の緊急時対応と地域移行支援を安定的に担うには十分とは言えません。特に、地域移行支援、緊急時対応、平時からのニーズ把握、関係機関との調整を1人のコーディネーターが担うことには限界があります。
- また、過疎・中山間地域も想定し、様々な地域資源の活用を担えるコーディネータの育成が必要です。
- 各事業所の地域における支援責任を可視化し、利潤優先に偏った事業運営の改善、サービスの質の向上につなげるためにも、地域生活支援拠点と他事業所・機関との連携を制度に位置付けることが必要です。

7. 強度行動障害のある人への地域生活支援の拡充

【意見、提案の内容】

- 重度支援加算算定事業所の実態調査及び加算算定根拠のチェック機能の確立を求めます。
- 強度行動障害のある人を地域で支えるため、座学中心の研修に留まらず、実際の支援場面に即したOJT、フォローアップ研修、外部コンサルテーションを継続的に評価する仕組みを求めます。
- ICT、映像記録、AI等を活用し、行動の背景分析、支援手順書の作成、支援記録の振り返り、職員間の情報共有を進める取り組みについて、補助事業・モデル事業等による支援を求めます。
- 共同生活援助における日中支援加算等について、土曜・日曜・祝日を含めた算定に変更することを求めます。

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 強度行動障害支援者強制研修が普及し、多数の資格保持者がいるにもかかわらず行動障害状態の方の受け入れが進んでいない。更に重度支援加算を算定している事業所が増えたが、支援の組み立てが出来ておらず、支援手順書も形骸化しているため、加算の適正性を確認する必要がある。
- また、強度行動障害支援の現場では、職員の疲弊や退職、人材不足が常態化する中、研修受講だけで支援が安定するものではなく、現場での助言、振り返り、環境調整の継続が不可欠です。現場の支援が経験者による「職人技」に依存しないためにも、AI、ICTの活用を後押しする仕組みも必要です。
- 加えて、実際に手厚い支援を要する日中時間帯の支援が適切に評価されるよう見直しを求めます。

8. 医療的ケア児・者への地域生活支援の拡充

【意見、提案の内容】

- 医療的ケア児・者について、医療的安全の確保のみならず、本人の意思や生活実態に応じた地域生活への参加を支える支援を評価する仕組みの創設を求めます。
- 支援区分とは別に、医療スコアに応じた加算算定の仕組みを創設するとともに、医療的ケアと強度行動障害を併せ持つ方については、重度支援加算ⅠとⅡ・Ⅲの重複算定を可能とすることを求めます。
- 重度心身障害のある利用者が、放課後等デイサービスから生活介護へ移行した際に報酬単価が下がる現行制度の見直しを求めます。具体的には、生活介護における医療連携体制加算の創設、またはこれに準じる評価を求めます

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 医療的ケア児・者は、保護者の意向などもあり、医療的安全の確保が優先されるあまり、地域生活への参加が進んでいない現状があります。誰もが役割をもてる共生社会のため、医療的ケア児・者の地域への参加の推進が必要です。
- 医療的ケア児者の状態像や支援の濃度には幅があるため、医療進歩によって増えている「動ける重心児・者」を含め、本人の実態に応じた、よりきめ細かな評価が必要です。
- 生活介護には医療連携体制加算がなく、常勤看護職員等配置加算も当該職員が不在の場合は算定できないなど、現場実態に合わない面があります。

9. 賃上げ・物価高を受けた報酬のベースアップ

【意見、提案の内容】

- 物価高騰、光熱水費、食材料費、送迎費、建物維持費、ICT導入費等の上昇を踏まえ、事業所運営に必要な実コストを報酬に反映することを求めます。

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 令和6年度改定では、処遇改善加算の一本化や加算率の引き上げが行われましたが、他産業でも賃上げが進む中、障害福祉分野の人材確保は依然として厳しい状況にあります。
- 物価高騰や光熱水費、食材料費、送迎費等の上昇により、事業所の運営コストは増加しています。処遇改善を進めても、社会保険料負担等も増え、小規模事業所を中心に経営を圧迫しています。
- 人材確保のためには賃上げが不可欠ですが、報酬水準が十分でなければ、賃上げを行うほど経営が悪化し、結果としてサービス維持が困難になります。

10. 利用者負担の在り方の見直し

【意見、提案の内容】

- 利用者負担について、所得の増加に伴って負担が急激に増加することのないよう、所得区分および負担上限額の在り方を見直すことを求めます
- 特に、所得区分「一般1」と「一般2」の間に生じている負担上限額の大きな落差を緩和し、よりなだらかな負担設計とすることが必要です
- あわせて、さらに経済的余裕のある利用者については、所得区分を新設するなど、応能負担の観点から負担上限額を見直すことを求めます

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 就労継続支援A型で働く人の中には、収入増に伴い、負担上限額が急に37,200円となってしまうケースがあります。グループホームで暮らす人の場合、同時に家賃補助の対象外にもなることで、結果として月5万円弱の負担増となる場合があります。場合によっては、自己負担増を避けるため、本人に働く意欲があるにもかかわらず、就労時間を減らさざるを得ない状況も生じています。
- 上記の状況を踏まえ、働くほど生活が不安定になる制度設計を避けるため、所得に応じた段階的な負担の仕組みが必要です
- 一方で、経済的余裕のある利用者においては、自己負担の余力が残っていることも踏まえ、制度の持続可能性の観点からも、高所得層の所得区分を新設し、財源確保につなげることが必要です